証券コード　6189
平成30年12月4日

株　主　各　位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号
株式会社グローバルグループ
代表取締役社長　石　橋　宜　忠

第３回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第３回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月18日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年12月19日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項　１．第3期（平成29年10月１日から平成30年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第3期（平成29年10月１日から平成30年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案　定款一部変更の件（商号変更及び目的事項の追加）

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書面のうち、事業報告の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイトに掲載をさせていただいておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.globalg.co.jp

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策を背景に企業収益や設備投資の回復が続いているうえ、雇用・所得環境の改善を映して個人消費の持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境のなか、子育て支援事業を取り巻く状況は、女性就業率の上昇を背景とした保育需要増加に対応するため、政府・自治体が保育の受け皿拡大を目的とした保育士確保や保育所整備のための施策を打ち出しています。さらに、政府は平成32年度末までに22万人分、加えて平成34年度までに10万人分、合計32万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を平成29年６月に公表しており、引き続き保育施設数が拡大していく見込みです。

一方で、自治体における保育所増設が進められており、待機児童数は４年ぶりに減少しました。しかし、平成30年４月時点で19,895人と依然として高い水準が続いております。また、平成31年10月から保育の無償化が始まることで保育所への入所希望者が増える可能性があり、保育所の新設に対する需要は当面続くと見込まれます。高齢化や総人口の減少により労働人口の減少が懸念されるなかで、経済の活力の担い手となる女性の社会進出のためには保育環境の整備が喫緊の課題であり、子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。

こうした状況のもと、当社グループは東京都や神奈川県、埼玉県、大阪府において、保育所の開設を進め、当連結会計年度に以下のとおり保育所18施設を新規開設しております。また、株式会社パートナーエージェントの企業主導型保育事業を譲り受けたことにより、めばえ保育ルーム６施設が当社グループの仲間入りをしております。

この結果、当社グループは当連結会計年度末時点で認可保育所（東京都）70施設、認可保育所（神奈川県）20施設、認可保育所（千葉県）３施設、

認可保育所（埼玉県）１施設、認可保育所（大阪府）４施設、認証保育所・認定こども園等保育施設25施設、企業主導型保育所７施設、学童クラブ・児童館12施設、の計142施設を営んでおります。

（新規開設した保育所）
東京都
　グローバルキッズ愛住町園
　グローバルキッズ西新宿園
　グローバルキッズ鵜の木園
　グローバルキッズ雑色園
　グローバルキッズ幡ヶ谷園
　グローバルキッズ代々木上原園
　グローバルキッズ代々木八幡園
　グローバルキッズ松庵園
　グローバルキッズ椎名町園
　グローバルキッズ池袋駅前保育園
　グローバルキッズ千早園
　グローバルキッズ船堀園
　グローバルキッズ南花畑園
　グローバルキッズ南砂園
神奈川県
　グローバルキッズ子安駅前保育園
　グローバルキッズ綱島ＳＳＴ保育園
埼玉県
　グローバルキッズ戸田駅前保育園
大阪府
　グローバルキッズ住之江園

（譲り受けた保育所）
東京都
　めばえ保育ルーム三鷹台
　めばえ保育ルーム亀戸
　めばえ保育ルーム芦花公園
　めばえ保育ルーム千歳船橋
　めばえ保育ルーム用賀
　めばえ保育ルーム春日

上記の結果、当連結会計年度は、売上高17,032百万円（前期比29.5%増）、営業利益337百万円（同17.0%減）、経常利益1,917百万円（同29.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益559百万円（同29.4%減）となりました。

なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,520百万円で、その主なものは次のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	設備の形態	投資金額
子育て支援事業	南砂園	認可保育所	442百万円
	住之江園	認可保育所	262百万円
	六町駅前保育園	認可保育所	148百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,869百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

当社の連結子会社である株式会社グローバルキッズ（以下、グローバルキッズ）は、株式会社パートナーエージェントより平成30年6月30日付で企業主導型保育事業「めばえ保育ルーム」を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成27年９月期)	第 1 期 (平成28年９月期)	第 2 期 (平成29年９月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (平成30年９月期)
売　上　高(百万円)	6,917	10,113	13,155	17,032
経　常　利　益(百万円)	1,128	2,000	1,477	1,917
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	535	1,358	791	559
１株当たり当期純利益　(円)	1,771.09	179.97	95.22	62.63
総　資　産(百万円)	7,500	11,914	13,952	15,691
純　資　産(百万円)	1,423	5,242	5,924	6,577
１株当たり純資産　(円)	4,171.36	641.84	681.37	720.33

(注) 1．第10期は株式会社グローバルキッズの連結数値となります。
2．当社は、平成27年12月18日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行いましたが、第１期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業
株式会社ろく	44百万円	100%	子育て支援事業

(注)　当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グローバルキッズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,443百万円
当社の総資産額	4,348百万円

⑷ 対処すべき課題

我が国は、成長戦略の1つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が進められています。このように保育事業に対する国の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京都23区などの首都圏都心部を中心に運営施設の拡大に努めてまいりました。今後、中長期的には少子化や待機児童の解消により児童等の獲得が難しくなる懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおり、引き続き当該エリアを中心に新規施設の開設に注力していく方針です。

一方で、地域的な拡大も意図し平成27年9月期より大阪府での開設も始めております。今後も、首都圏以外では大都市を中心に検討を進める予定です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	平成28年4月1日時点		平成29年4月1日時点		平成30年4月1日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	8,466人	36.0%	8,586人	32.9%	5,414人	27.2%
全国	23,533人	100.0%	26,081人	100.0%	19,895人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

② 採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも注力することで採用力の強化に努めます。また、雇用保険を受給できない求職者向けに保育補助養成科等の訓練を行っておりますが、修了生の希望等を踏まえたうえで当社で採用するなど、採用の多様化にも注力し

ます。

なお、社員寮などの福利厚生や海外研修など研修制度の充実、処遇改善や有給取得促進制度の充実等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

③ 人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、ヨーロッパの保育所において現地の多様な保育を学ぶ海外研修を通じて、当社グループにおける保育の幅を広げる取り組みを実施しております。

④ 保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

⑤ 施設数増加に伴う効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

⑥ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的に開発を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑦ 事業の拡大と安定化

当社グループの収益は、現在、概ね子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外に保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤の拡充に取り組んでおります。具体的には、保育士育成事業や、コンサルティング事業、食育事業、研修事業等の拡大・参入等を検討してまいります。

また、新規の保育施設については、安定的な運営が見込みやすい認可保育所を中心とすること及び、認可以外の既存施設についても認可保育所へと転換を進めることで、収益基盤の一層の安定化に努めます。

2．会社の現況

⑴ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石橋宜忠	株式会社グローバルキッズ　代表取締役社長
代表取締役	中正雄一	株式会社グローバルキッズ　代表取締役 株式会社ろく　代表取締役
取締役	石井光暢	株式会社エコグリーンホールディングス　代表取締役
取締役	出口治明	サンワカンパニー　社外取締役 APU（立命館アジア太平洋大学）　学長
取締役	桑戸真二	㈱アーバン・フューネス・コーポレーション　社外取締役 ㈱福祉総研　代表取締役 ㈱あすき　社外取締役
常勤監査役	橋口晶子	株式会社グローバルキッズ　常勤監査役
監査役	片岡理恵子 (戸籍名 竹田　理恵子)	京橋法律事務所　弁護士
監査役	石崎信明	株式会社オプトホールディング　取締役　監査等委員 株式会社オークファン　監査役 東京ファイナンシャルアドバイザリー株式会社　取締役

（注）1．取締役石井光暢氏、出口治明氏及び桑戸真二氏は、社外取締役であります。

2．監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）及び石崎信明氏は、社外監査役であります。

3．橋口晶子氏は、常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．取締役石井光暢氏、出口治明氏及び桑戸真二氏並びに監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）及び石崎信明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （3名）	53百万円 （6百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	11百万円 （11百万円）
合計 （うち社外役員）	14名 （7名）	65百万円 （17百万円）

（注）1．上記には、平成29年12月19日開催の第２回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名（うち社外取締役０名）及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

2．取締役の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。また、別枠で平成29年12月19日開催の定時取締役会において、譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

4．取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（取締役２名（うち社外取締役０名）に対し３百万円）が含まれております。

連結貸借対照表

(平成30年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,264**	**流動負債**	**3,095**
現金及び預金	1,301	1年内返済予定の長期借入金	869
未収入金	1,597	1年内返済予定の社債	35
前払費用	349	未払金	1,240
その他	15	未払法人税等	224
固定資産	**12,427**	前受金	90
有形固定資産	**9,711**	賞与引当金	445
建物及び構築物(純額)	8,668	その他	189
建設仮勘定	566	**固定負債**	**6,017**
その他(純額)	476	社債	23
無形固定資産	**108**	長期借入金	4,205
ソフトウエア	108	退職給付に係る負債	188
投資その他の資産	**2,607**	繰延税金負債	1,407
投資有価証券	37	その他	193
長期前払費用	721	**負債合計**	**9,113**
敷金及び保証金	1,492	**(純資産の部)**	
建設協力金	346	**株主資本**	**6,629**
繰延税金資産	9	資本金	1,267
その他	0	資本剰余金	1,955
資産合計	**15,691**	利益剰余金	3,405
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	**△70**
		その他有価証券評価差額金	△0
		退職給付に係る調整累計額	△69
		新株予約権	**19**
		純資産合計	**6,577**
		負債純資産合計	**15,691**

連結損益計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**17,032**
売上原価		**14,703**
売上総利益		**2,328**
販売費及び一般管理費		**1,990**
営業利益		**337**
営業外収益		
受取利息	3	
補助金収入	2,006	
その他	4	2,014
営業外費用		
支払利息	32	
開設準備費用	385	
その他	17	435
経常利益		**1,917**
特別損失		
減損損失	1,268	
閉園に伴う損失	5	1,273
税金等調整前当期純利益		**643**
法人税、住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	△248	84
当期純利益		**559**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**559**

貸借対照表

(平成30年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**229**	**流動負債**	**137**
現金及び預金	169	未払金	21
		未払法人税等	100
未収入金	54	その他	15
		負債合計	**137**
前払費用	5	(純資産の部)	
固定資産	**4,119**	**株主資本**	**4,193**
		資本金	**1,267**
無形固定資産	**4**	**資本剰余金**	**2,536**
ソフトウエア	4	資本準備金	2,536
		利益剰余金	**390**
投資その他の資産	**4,114**	その他利益剰余金	390
投資有価証券	37	繰越利益剰余金	390
		自己株式	**△0**
関係会社株式	1,468	**評価・換算差額等**	**△0**
関係会社長期貸付金	2,600	その他有価証券評価差額金	△0
		新株予約権	**19**
繰延税金資産	9	**純資産合計**	**4,211**
資産合計	**4,348**	**負債純資産合計**	**4,348**

損 益 計 算 書

（平成29年10月 1 日から
平成30年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**572**
営業費用		**269**
営業利益		**302**
営業外収益		
受取利息	10	
その他	2	13
経常利益		**316**
税引前当期純利益		**316**
法人税、住民税及び事業税	113	
法人税等調整額	△2	111
当期純利益		**204**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月20日

株式会社グローバルグループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルグループの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月20日

株式会社グローバルグループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルグループの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年10月１日から平成30年９月30日までの第３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月28日

株式会社グローバルグループ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　橋　口　晶　子　㊞

社外監査役　片　岡　理恵子（戸籍名　竹田　理恵子）　㊞

社外監査役　石　崎　信　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　定款一部変更の件（商号変更及び目的事項の追加）

1.定款変更の理由

（1）商号変更

サービスブランドであるグローバルキッズを社名に採用することによりグループ全体でのブランド統一、ブランディングを強化することを目的に商号変更を行うものであります。

（2）目的事項の追加

発達障がいを持った未就学児を対象とする通所施設である「児童発達支援事業」を新たに展開することを目的として、現行定款の目的に所要の事項を追加するものであります。

なお、本議案の商号変更の効力は、平成31年4月1日をもってその効力が生じる旨の附則を新設します。

2.定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当会社は、株式会社グローバルグループと称し、英文では、Global Group Corp.と表示する。	第1条（商号） 当会社は、株式会社グローバルキッズCOMPANYと称し、英文では、Global Kids Company Corp.と表示する。
第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
1.～22.　（条文省略）	1.～22.　（現行どおり）
（新設）	23.児童発達支援事業
23.前各号に付帯関連する一切の事業	24.前各号に付帯関連する一切の事業
（新設）	附則 第1条（商号）は、平成31年４月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後、自動的に削除されるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1　会議室
TEL 03－3221－3770

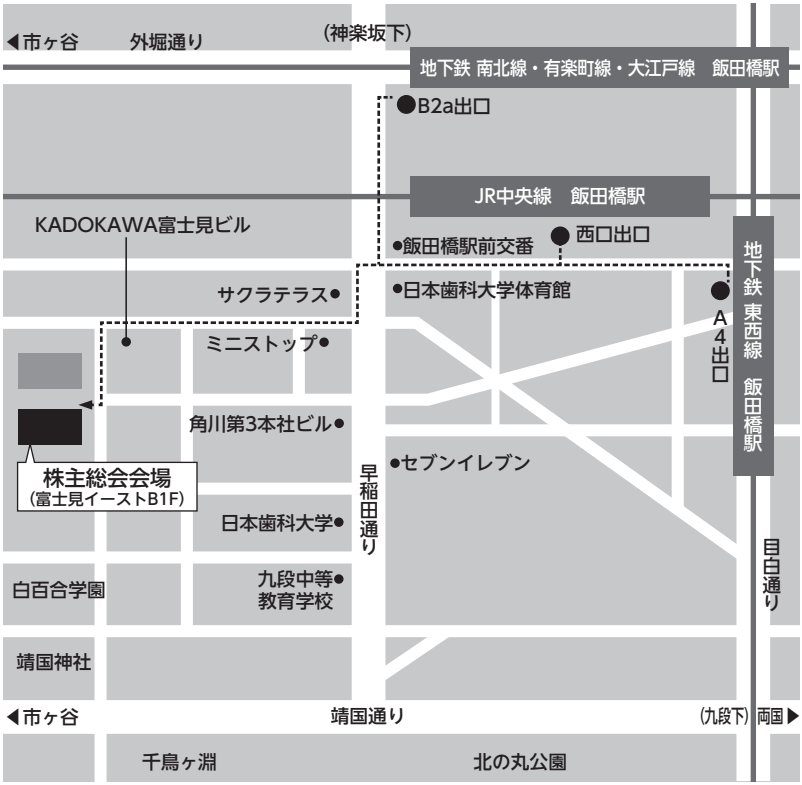

交通　ＪＲ中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩5分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A4出口より徒歩7分
東京メトロ南北線・有楽町線、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」
B2a出口より徒歩7分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。